

倫理規程 準則

(第三者評価機関の責務)

第1条 (以下「本会」という。)は、健康福祉サービスの質の向上と利用者への正確な情報提供に資する第三者評価機関としての責務を深く認識し、公正で信頼のおける第三者評価事業(以下「評価」という。)の実践に取り組むものとする。

(公正)

第2条 本会は、評価の実施にあたり、事業者、利用者およびその家族に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第3条 本会は、評価を実施するにあたり、利用者およびその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者およびその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重して評価を実施するものとする。

また、本会が評価を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼または一部の業務委託をした場合には、当該外部者が利用者およびその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者およびその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行うものとする。

(苦情等に関する窓口の設置)

第4条 本会は、当該評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、事業者、利用者およびその家族に周知するものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。